竹原市民生都市建設委員会

令和３年１１月２９日開会

会議に付する事件

（付託案件）

１　議案第５８号　竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

２　議案第５９号　竹原市コミユニテイ集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案

３　議案第６０号　竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案

４　議案第６１号　竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

５　議案第６２号　竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

６　議案第６３号　竹原市地域交流センター条例の一部を改正する条例案

（その他）

１　新型コロナウイルスワクチン追加接種（３回目）について

２　保育士応援給付金事業について

３　閉会中の継続審査の申出について

（令和３年１１月２９日）

出席委員

氏　　　　名	出　　欠
竹　橋　和　彦	出　席
下垣内　和　春	出　席
宇　野　武　則	出　席
吉　田　　　基	出　席
宮　原　忠　行	出　席
堀　越　賢　二	出　席
山　元　経　穂	出　席

委員外議員出席者

氏　　　　名
大　川　弘　雄
道　法　知　江
井　上　美津子
今　田　佳　男

職務のため会議に出席した者は，下記のとおりである

議会事務局長　　　笹　原　章　弘

議会事務局係長　　矢　口　尚　士

説明のため会議に出席した者は，下記のとおりである

職　　　　名	氏　　　名
副　市　長	新谷昭夫
市民福祉部長	塚原一俊
建設部長	梶村隆穂
市民課長	内山　修
健康福祉課長	森重美紀
社会福祉課長	住田昭徳
地域づくり課長	西口広崇
建設課長	松岡俊宏

午前９時５２分　開会

委員長（竹橋和彦君）　皆さん，おはようございます。

開会前に委員長より一言申し上げます。

発言に当たっては，挙手の上，委員長の許可を得た後，発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが，議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ，質疑の再開あるいは終結を決定し，質疑が終結いたしましたら個別討論，個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので，御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は７名であります。定足数に達しておりますので，令和３年第４回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日，当委員会に付託を受けております案件は，付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので，これを許可します。

副市長（新谷昭夫君）　皆さん，おはようございます。

本日は，委員会を開催いただき，ありがとうございます。

令和３年第４回定例会へ提案をさせていただいております議案のうち，議案第５８号から議案第６３号の６議案につきまして説明をさせていただきますので，慎重な御審議のほど，どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

それでは，これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について，執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上，審査の順序につきましては，お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　異議なしと認め，そのように執り行います。

なお，執行部の説明は，以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第５８号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山　修君）　おはようございます。市民課長の内山でございます。

私からは，議案第５８号の御説明をさせていただきます。

説明資料につきましては，お手元にＡ４，１枚の配布をしております竹原市国民健康保険条例の一部改正についてという資料で御説明をさせていただきます。

竹原市の国民健康保険条例６条一部改正についての御説明でございますが，お手元の資料，１，改正概要でございます。

改正概要につきましては，国の健康保険法の一部が改正することに伴いまして出産育児一時金の額を改正するものでございます。

２番の制度概要でございます。

出産育児一時金は，内訳が２種類ございまして，１つが出産時の経済的負担を軽減するためのものというものと，もう一つが出産時の重度脳性麻痺になった乳児と家族の経済的負担の補償を目的とした産科医療補償制度がございます。

３番の改正の内容でございます。そして，併せて４番の改正の理由でございますが，この表を御覧ください。

このたびの変更は，出産時の保険であります産科医療補償制度の掛金が減額となっております。保険金額が下がることによりまして支給総額は通常であれば下がりますが，少子化対策としまして出産育児一時金の支給額を４，０００円引き上げることによりまして加算後の支給総額を４２万円を維持するものでございます。

そして，５番の改正による影響でございますが，支給総額が４２万円と変わりませんので，影響はありませんが，一部産科医療補償制度適用外，これは主に海外出産の方でございますが，この方の申請の場合につきましては出産育児一時金については４，０００円の増額ということになります。

そして，施行日でございますが，令和４年１月１日以降ということになります。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　ないようですので，次に参ります。

議案第６１号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君）　おはようございます。

このたびは，社会福祉課からは議案２件となります。

まず，議案第６１号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

議案書１５ページ，議案参考資料１９ページをお開きください。

本日は，議案参考資料にて御説明をさせていただきます。

１番の提案の要旨でございます。

国におきまして特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正され，特定教育・保育施設等が書面により行うこととされている記録等を電磁的方法により行うことも可能とされたことなどに伴い，必要な規定をこのたび整備するものでございます。

２番の改正の内容でございます。

内閣府令の基準に合わせまして特定教育・保育施設等が行う事業に係る諸記録の作成，保存等のうち，書面により行うことが規定されているものについて電磁的方法により行うことも可能とする内容でございます。また，その他文言の整理を行っております。

３の施行期日でありますが，公布の日としております。

４の根拠法令でございますが，子ども・子育て支援法第３４条並びに第４６条となります。

平成２４年より現在の教育・保育等制度がスタートしており，新制度に係る設置基準や公的財政支援を受ける設置者並びに事業者が遵守すべき基準等につきましては，管轄の省令にて制定されておりますが，子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営につきましては，市町が実施主体であるということから，市が改めて条例において同様に基準を定めることとなっております。また，市が定める条例につきましては，国が定める基準を基本として定めておりますので，今般その国の基準が改正されたことに伴い，同様に本市条例の改正を行うというものでございます。

それでは，新旧対照表を御覧いただければと思います。

新旧対照表なのですけども，このたびの改正内容ですが，書面により行うことが規定されているものについて電磁的方法により行うことのできる規定の追記であります。これまで，第５条並びに第３８条におきまして，施設や事業所が利用申込みを行った保護者に対し，運営規定をはじめとした重要事項を記した文書を交付して説明をするとされておりました。ただし，相手方からの同意があれば，電磁的方法に変えての説明でもよいというふうにはなっております。また，第３４条並びに第４９条におきましては，施設や事業所が日々の保育等の記録を作成，保存するよう，こちらは書類にて規定されておりました。このたびの改正は，事業所等の業務負担軽減等を図る観点から，また保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から，書面等で行うことが想定されているものについては電磁的にも可能であるというふうに規定をしたものでございます。よって，第５条第２項から第６項，並びに第３８条第２項を削除の上，第５３条として改めて包括的に規定し直したものでございます。このたびのこの条例改正による本市の影響でございますが，当該改正によって特に影響が生じるものはございません。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　ないようですので，次に参ります。

議案第６２号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君）　それでは続きまして，議案第６２号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。

議案書２１ページ，議案参考資料２７ページをお開きください。

それでは，議案参考資料によって御説明させていただきます。

１番の提案の要旨でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され，事業者等が書面により行うこととされている記録等を電磁的方法により行うことも可能とされたことなどに伴

い，必要な規定をこのたび整備するものでございます。
　２番の改正の内容でございます。
　厚生労働省令に基準に合わせまして，家庭的保育事業者及びその職員が記録，作成等するもののうち，書面により行うことが規定されているものについて，このたび電磁的方法により行うことも可能とするという内容でございます。また，その他文言の整理を行っております。
　３の施行期日でございますが，公布の日としております。
　４の根拠法令でございますが，児童福祉法第３４条の１６となります。先ほどと同様にこの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準につきましても，児童福祉法におきまして市町が同様に条例を定めるということとなっております。この市が定める条例につきましては，国が定める基準を基本として定めておりまして，今般その国の基準が改正されたことに伴い，同様に本市条例の改正を行うものでございます。
　それでは，新旧対照表を御覧いただければと思います。
　事業者等の業務負担軽減等を図る観点から，当該事業者等における書面等の作成，保存等が想定されているもの，主に第１８条及び第１９条でございますが，これにつきまして電磁的方法による対応も可能である旨を規定したものであり，第４９条に改めて規定するものとなっております。このたびのこの条例改正による本市の影響でございますが，当該改正によって特に影響が生じるものはございません。
　説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。
　これより質疑を行います。
　質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委員長（竹橋和彦君）　ないようですので，次に参ります。
　議案第５９号竹原市コミュニテイ集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。
　提案者の説明を求めます。
　地域づくり課長。
地域づくり課長（西口広崇君）　私から，議案第５９号竹原市コミュニテイ集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案を御説明させていただきます。

議案書の９ページ，議案参考資料の９ページをお開きください。

１，提案の要旨でございます。

竹原市立公民館を竹原市地域交流センターに移行したことにより施設の利用制限が緩和されたことから，地域交流センターと併設等しているコミュニティ集会所を廃止し，地域交流センターとしての使用をするものでございます。

改正の内容でございますが，次のコミュニティ集会所５施設を廃止するものでございます。

小梨会館，大乗コミュニティセンター，竹原西コミュニティセンター，忠海コミュニティセンター，吉名コミュニティセンター。

３の施行期日でございます。

令和４年４月１日としております。

４の根拠法令でございますが，地方自治法第２４４条の２でございます。

次のページをお開きください。

新旧対照表になります。

先ほど御説明させていただきました５施設を削除した内容となっております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　ないようですので，次に参ります。

議案第６３号竹原市地域交流センター条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

地域づくり課長。

地域づくり課長（西口広崇君）　議案第６３号竹原市地域交流センター条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案書の２５ページ，議案参考資料の３１ページをお開きください。

１，提案の要旨でございます。

廃止した施設を地域交流センターとして使用することとするとともに，施設の使用料を定めるものでございます。

改正の内容でございますが，次の竹原市地域交流センターの使用料を定めるということでございます。

忠海地域交流センター大ホール１２０円，仁賀地域交流センター和室６０円，研修室６０円，調理室６０円，吉名地域交流センター会議室１，６０円。

施行期日でございますが，令和４年４月１日としております。

４の根拠法令でございます。

地方自治法第２２５条及び第２４４条の２でございます。

次のページをお開きください。

新旧対照表になります。

忠海地域交流センターに，忠海支所のほうにコミュニティセンターがございましたので，住所を追加させていただいております。あと，別表２の第１２条関係でございますが，体裁を整えるため，１階，２階の別と室名のところに広さ，１５畳とか床面積の大きさとかというところを削除させていただいております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　ないようですので，次に参ります。

市民福祉部は退室いただいて結構です。

議案第６０号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君）　それでは，建設部建設課の案件につきましては，議案第６０号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

議案書につきましては１１ページ，議案参考資料につきましては１３ページとなっております。

それでは，議案参考資料により御説明させていただきます。

本案は，市が管理する漁港施設において放置艇解消に向けた対策を実施するに当たり，必要な規定の整備を行うものであります。

内容につきましては，第１１条及び第１１条の２におきまして，漁港内にプレジャーボートの係留が可能な小型船舶用泊地や暫定的に係留させる暫定係留区域を指定し，プレジャーボートの所有者がこれを使用する場合には許可が必要となること，またその使用許可の有効期間を５年としております。次に，第１３条では，使用料について広島県が定めた額と同額の１隻，船舶の長さ１メートルにつき一月当たり３００円を納付しなければならないとし，附則において使用の許可ができる区域の指定を令和４年度まで段階的に進めていくため，許可制度の円滑な導入や公平性の観点から令和５年３月３１日までの間は使用料を徴収しないとする内容としております。その他必要な規定について整備を行うものでございます。

なお，施行期日は公布の日としております。

根拠法令につきましては，地方自治法第２３８条の４第７項及び第２２５条となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宇野委員。

委員（宇野武則君）　漁港は今漁民がいないので，かなりスペースが空いていると思うのですが，問題は放置艇の行き場所が，竹原の港湾の場合はキムラ肥料の前のほうがびっしりいるわけですが，ほとんど市外ですね。ここらの一応整理は，あそこへ樋門がありますので，台風なんかでロープが切れたり，一隻切れたらほとんど切れるからね，放流するから，そこらの整理も含めて。それから，漁港につなぐ，係船する許可はどこが担当するのか。その点について。

委員長（竹橋和彦君）　建設課長。

建設課長（松岡俊宏君）　吉名漁港と長浜漁港につきましては，基本的には竹原市のほうが管轄しているということです。竹原港とか忠海港ですね，そういったところにつきましては今広島県のほうが管理しておりますので，そちらのほうでそういう許可はしていくと，承認していくということになります。

委員長（竹橋和彦君）　宇野委員。

委員（宇野武則君）　一部今言ったところの内港の中は，一応これから禁止区域になりま

すね，指定区域に。そうすると，今一番問題になっているのはどこへ持っていくのかということなのです，船を。それで，県のほうからうちのほうへ，コーポ的場のところへ，宇野さん，５０隻ぐらいの係船場を造ってくれという要請があるのですが，漁港へ優先的に割り振るというような県と交渉して，長浜なんかも相当空いていますので，それから吉名も今年桟橋の設計費も組んでおりますので，そこらは早く整備してやっぱり移転先を決めてやらないと，なかなか持っていくところがないからね。今，皆うちにはそういう苦情が来ているのですよ。だから，そこらを早くやっぱり対応してあげないと，政策がばらばらになるような感じがあるのでね。我々も，その権限がないので，あまり。うちは毛木と明神は１００隻ぐらいは正式に依頼受けているから，順次それやっているのですがね。災害の折にもしかということがあると，ポンプ場のほうへ船がだっと流されると非常に困る面もあるので，そこらを早急に県と協議してみてください。

委員長（竹橋和彦君）　答弁は。

委員（宇野武則君）　いいです。

委員長（竹橋和彦君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　それでは，ここで委員による質疑を一旦保留とし，暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。

午前１０時１６分　休憩

午前１０時１７分　再開

委員長（竹橋和彦君）　休憩を閉じて会議を再開します。

それでは，委員間討議を始めます。

まず，第１１７条第１項の規定による委員外議員の出席，または第２項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　付託議案についての委員間討議を始めます。

これまでの質疑で妥当か，あるいは追加等の資料等要求がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　では，追加の質疑はないということでよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　以上をもって本委員会の付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので，暫時休憩いたします。

午前１０時１８分　休憩

午前１０時１９分　再開

委員長（竹橋和彦君）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論，採決に入ります。

なお，討論，採決の順序につきましては，議案番号順に執り行ってまいります。

議案第５８号竹原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君）　起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第５９号竹原市コミュニテイ集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第６０号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第６２号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第６３号竹原市地域交流センター条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

１個飛んだかな。すみません。前後して申し訳ございません。

議案第６１号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際，お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては，本日の議決結果を報告することといたします。また，本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　御異議なしと認めます。よって，そのように決しました。

また，あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては，後刻，委員長において調整いたしますので，御了承願います。

その他事項に入ります。

説明員入替えのため，暫時休憩いたします。

午前１０時２４分　休憩

午前１０時２５分　再開

委員長（竹橋和彦君）　休憩を閉じて会議を再開いたします。

市民福祉部長より発言の申出がありましたので，これを許可します。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君）　本日は，常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。引き続き，付託議案等に続きましてその他項目ということで市民福祉部のほうから説明を申し上げます。

１点目は，新型コロナウイルスワクチンの追加接種（３回目）ですね，こちらの接種に関すること。もう一点が，保育士応援給付金事業についてということでございます。

それでは，順次御説明申し上げますので，よろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君）　新型コロナウイルスワクチン追加接種（３回目）について説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（森重美紀君）　新型コロナウイルスワクチン追加接種（３回目）について御報告いたします。

まず，本市の１，２回目の接種状況でございます。

２回目の接種を終えた方が２万１３６人，全人口の２万４，５４３人に対して接種率が８２．０４％となっております。

次に，追加接種（３回目）の接種体制等について御報告いたします。

実施期間が令和３年１２月１日から令和４年９月３０日まで，接種対象者が初回接種を受けた１８歳以上の全ての住民，接種間隔は初回接種の完了から原則８か月以上となっております。使用ワクチンでございますが，初回接種に用いたワクチンの種類にかかわらずメッセンジャーＲＮＡワクチンを用いることが適当であるが，武田モデルナ社ワクチンが薬事承認を取得するまでの間はファイザー社ワクチンのみを使用するとされております。本市の接種見込み者数ですが，現時点で２万１９５人を見込んでおります。接種体制は，１，２回目の接種を引継ぎ住民接種を実施している医療機関，１７医療機関による個別接種を継続いたします。追加接種のスケジュールでございますが，医療従事者接種，１２月から始まりますけれども，接種券を１１月２２日に手元に届くようにという国の通知がございましたので，１１月１８日に既に医療従事者に接種券一体型予診票を発送しております。１２月中旬に医療従事者から接種が開始されます。同じく１２月中旬には高齢者にも接種券一体型予診票を順次発送いたします。毎月２回目を接種した順番に発送する予定でございます。高齢者の接種開始は令和４年１月下旬頃を見込んでおります。

続きまして，補正予算の内訳でございますが，今回の補正予算で１億２，５４４万６，０００円を計上させていただいておりますが，大きなものとしては，問合せ対応ということでコールセンターに２，２７９万２，０００円の委託料を，ワクチン接種に要する経費として医療機関への委託料として５，４６５万１，０００円を，また準備に関わる人件費等で時間外勤務手当，会計年度任用職員報酬等３，４２４万５，０００円を組んでおります。また，欄外でございますけれども，令和４年度事業分として８，８９９万７，０００円を予算繰越しすることとしております。

付け加えまして，接種の予約なのですけれども，現時点でファイザーとモデルナの選択制ということが２月以降になると思うのですが，国のほうから示されておりますので，現時点で予約の方法については検討をしておりますけれども，予約が難しい方もいらっしゃいますので，事前に代行予約を申請していただいてこちらのほうで日時決定をするというような予約の仕方を検討しているところです。

以上，報告を終わります。

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

ただいまの説明に対し，質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　ないようですので，次に参ります。

保育士応援給付金事業について説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君）　社会福祉課からの案件としまして保育士応援給付金事業でございます。

概要に記述しておりますとおり，保育士の確保と定着を図るため，私立こども園に新たに採用された保育教諭に直接給付金を支給する事業であり，令和４年度の募集開始に当たり事前の周知を図るといった内容でございます。

この事業を行う背景，現状でございます。

本市におけます出生数は年々減少している一方で，核家族化での産休，育休後に職場に復帰される３歳未満児のこども園の入園希望者は増加している現状がございます。園の運営基準としましては，３歳未満児は３歳以上児と比べて保育士の配置が多く必要とすることから，今後におきましても市内全体で待機児童数ゼロ人を達成し続けるためには，保育士の確保が急務であると，そのように考えております。私立こども園におきましては，保育士の求人募集をしてもなかなか応募がない場合も多く，また結婚や家庭の事情等により離職するといったケースも多々あり，保育士の確保と定着に苦慮している現状がございます。

このたび提案をさせていただきたいのは，内容に記述しておりますように，まず対象者として私立こども園に新たに採用され，雇用期間の定めのない常勤として雇用された保育教諭で１年以上勤務した者，ただし雇用開始の前１年間，市内の保育施設で働いたことがない者に限りますけども，その者に対しまして給付を行うものという内容でございます。

給付額につきましては，保育教諭１人につき勤続１年後に１０万円，勤続２年後に１０万円，勤続３年後に１０万円を予定しております。また，新規採用を理由に市内へ転入される者につきましては，住所移転費用として勤続１年後に追加で１０万円を支給するといった内容でございます。この事業の対象となる保育教諭の雇用期間につきましては，令和４年４月１日から令和７年３月３１日の間に新たに採用された者を予定しております。これに伴う予算計上でありますが，令和４年度当初予算に計上予定としております。なお，財源につきましては，市独自の施策でございますので，単市財源となるものと考えております。

以上が，まず事業の内容となります。

このたびの事業につきましては，支給対象者の基準日を令和４年４月１日からとしております関係上，こういったインセンティブ等に関する周知につきましては事前に行うことでより効果が見込めるものと考えております。予算計上自体は来年にはなりますけども，まずは募集に当たり，早めに周知を行う，この周知内容を見られて一人でも多く本市へ就職，定着していただきたい，またこれを機に市内へ転入され，定着していただくことで人口増にもつながると，そのように捉えております。なお，周知におきましては，当然来年度予算にも関わることとなりますが，予算確定につきましてはあくまでも議会での議決の結果によるものでございます。その点につきましては，周知に当たり令和４年度予算計上予定といったような注釈を加えるなど注意してまいります。また，このたびの提案に関する現場の声からとしましては，保育士確保の後押しにもなるという御意見もいただいているという状況がございます。私立こども園での環境が充実することで，我々公立のこども園の環境も改善されるという好循環も生まれることから一定の発現効果は見込めるものと推測しております。

以上，来年予算への議決をしていただく前の対応開始につきましてお願いをさせていただいたものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君）　ありがとうございます。

ただいまの説明に対し，質疑のある方は順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宮原委員。

委員（宮原忠行君）　ちょっと一点だけ確認させて。

例は違うのだけど，介護士の報酬の改善ということで国のほうも制度改正やったのだけ

ど，そして現地調査行ったりして施設の話を聞くと，ほかにも働いている人いるのよね。こども園だから，当然幼稚園もあるよね。そうなってくると，実際制度として介護士の処遇改善ということでされたにもかかわらず，実際改善されていないのよ，なかったのよ。それで確認をさせていただきたいのだけど，この給付金は保育士本人に渡るのか。それとも，施設を介していくのか。ちょっとそこを確認させて。

委員長（竹橋和彦君）　社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君）　あくまでも今のスキーム，予定でございますけども，所属長の所属の証明書をつけていただいて保育士本人から申請をしていただく，保育士に直接給付をさせていただくという流れを予定しております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君）　ほかに質疑はありませんか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君）　趣旨も分かります。確保ということで積極的にこういうふうな対策を講じて図っていくということは大事と思いますが，先ほどの話とも少し関係するのかなと思うのですけど，何か現場において現状の今仕事をされている方との何かギャップとかそういうものの心配はないでしょうか。

委員長（竹橋和彦君）　社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君）　今おっしゃられましたように，現場の運営というのは今いらっしゃる方と併せ持ってこれから入ってこられる方と双方持ってなし得るというふうに思っております。先ほども話もありましたように，恐らく来年以降また処遇改善という形で保育士のみならず，例えば介護士，看護師ですか，そういったやはり全体的に賃金が低いところに向けてそこの処遇改善ということは図られると。ただ，そこは残念ながら恐らく施設に対しての支給ということでございますので，どういった形で配分が行われるかは別なのですけども，そういったベース，底上げをしながら改めて併せ持って新たに，やはり人数の兼ね合い上，どうしても新規で募集をかけて雇用として入っていただく方も必要というところで，このたびそこに着眼点を置いたところで１０万円ということを考えさせていただきました。ですので，両方を持ってなし得るというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君）　堀越委員。

委員（堀越賢二君）　理解しております。さらに言うには，この事業だけではなくてやは

り人材確保といいますか，商売の鉄則といいますか，新規顧客の開拓というところが非常に大事なものではあるのですけれども，現状の顧客を守っていくというのが一番実は大事なことであって，それと同じ考えであれば，やはり相乗効果によって改善がこれから促されていくという期待もあるということなので，そこはぜひとも働いている事業所ももちろんそうですけれども，本人にしっかりとそれが分かるような形で，その園の運営自体がしっかりいくような形でそこには注意をしていただきたいなと思います。現在働いている方をしっかりフォローしていくということも併せて，どの施設についてもそこら辺は留意していただきたいと思います。

委員長（竹橋和彦君）　社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君）　ありがとうございます。

今日お話をさせていただきまして議会のほうから一応承諾をいただくならば，この後園に参りまして具体的な話をしていこうと思っております。その中で当然今回のスキームの話はさせていただきますけども，ただ先ほど申し上げましたように当然今のその形，運営をしていく中でのやはり体制強化という面で，今働いている方も，ここも重要にしなければいけないことも併せ持って説明する中でいろんな方面で支援を行ってまいりたいというふうに周知していきたいと思いますので，御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　ないようですので，説明員は退室いただいて結構です。

次に参ります。

閉会中の継続審査の申出についてでありますが，次回定例会までの間，当委員会としての集中的に継続審査を行わなければならない事件として，別紙のとおり申し出るよう考えております。その他，委員の皆様におかれて継続審査，調査について御意見なり御要望はございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君）　委員会で現地視察したよね，市営住宅などの。やっぱり年度末だから進捗状況ぐらいは報告させるような癖をつけないと，何の報告もなくまた新年度へ入るというような，あまりだらだらしたようなことはちょっとやめてもらわないと。やっぱり現地見ているのだから，我々はね。私もこの前ちょっと行ったのですよね，現地見に。とうとう２階建ての住宅なんか全然手つかずよ。それから，決算でも言ったように田ノ浦の

火事の跡，そのまま。何を考えているのかよく分からないのだが，住よね，やっぱり生活の大事な基本みたいなものだから。正副委員長で相談して，やっぱり年度替わり，質問があってあるいは委員会が現地見たようなものについては現状からこういうようになりましたぐらいの報告はしてもらわないと，あんまりにも委員会を，どういうのか，侮辱ではないのだが，まあいいわというような格好できているのではないのかと思うのですが，そこらちょっとやかましく言っておいてくださいよ。委員から大事な質問があった分については，やっぱり結果報告してもらわないと困りますからね。そういうことです。

委員長（竹橋和彦君）　ただいまの意見を踏まえて，市営住宅等の管理状況等々の視察を踏まえて議長に申し出ることに対して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　そのように議長に執り行っていきたいと思います。

　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　ただいまの意見を踏まえて議長に申し出ることに対し，異議はありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君）　では，異議なしと認めます。そのように決しました。

　以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

　ありがとうございました。

午前１０時４３分　閉会